

# ○感染症・食中毒発生(終えん)報告

## ・概要

- (1) 校長は集団疾病が発生(終えん)した場合はすみやかに地教委に報告しなければならない。
- (2) 校長は集団疾病(感染症・食中毒等)が発生、又はその疑いやおそれがある場合、必要に応じ出席停止・臨時休業の措置を取ることができる。その場合、必要事項を地教委に報告しなければならない。

## ・関係法令等

- (1) 学校保健安全法 第19条～第21条
- (2) 学校保健安全法施行令 第5条～第7条
- (3) 学校保健安全法施行規則 第19条～21条
- (4) 市町村学校管理規則

## ・事務処理

処 理 内 容	
確 認	児童(生徒)に感染症・食中毒が疑われる症状が現れた場合、調査の上、該当の有無を確認する
報告(速報)	関係機関に報告する(地教委(→教育事務所)・学校医・保健福祉事務所または保健所) 学校名・病名・在籍数・罹患者数・措置状況等
指示・連絡	感染症の場合、該当児童(生徒)の保護者に出席停止を指示する 感染症・食中毒の集団発生、その疑いやおそれある場合は、臨時休業の措置をとり、保護者に連絡する
発生報告	必要書類を地教委に提出する (1) 感染症・食中毒発生状況報告 (インフルエンザは別様式にてFAXで報告する) (2) 出席停止報告 (3) 臨時休業届
終えん報告	感染症・食中毒終えん報告を提出する

## ・留意事項

- (1) 市町村によって報告の仕方、様式等が違う場合は、地教委の指示による。
- (2) 地教委への報告は、終えんするまで継続的に行うこと。

以 下 余 白